

第37号議案

民事調停事件に係る調停案の受諾について

次のとおり調停案を受諾することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

平成23年3月7日提出

芦屋市長 山 中 健

記

1 相手方

2 裁判所 神戸簡易裁判所

3 事件名 民事調停事件

4 事件の概要

年 月 日付けで本市と相手方との間で締結した

に基づく

の経費の支払いについて、に
基づき協議を重ねたが、その額について合意できないため、その額の確定及び支払
を求めて、平成22年12月21日に神戸簡易裁判所に、民事調停を申し立てたも
の。

5 調停条項

- (1) 相手方は、申立人に対し、申立人と相手方との間の
に基づく負担金の金額は18億3092万
5500円であることを確認する。
- (2) 相手方は、申立人に対し、前項の金員を次のとおり分割して、申立人の指定す
る方法により支払う。なお、この支払いには利息を付さない。
ア 平成24年から平成37年まで毎年3月20日限り 1億1900万円
イ 平成38年3月20日限り 1億6492万5500円
- (3) 申立人は、相手方に対するその余の請求を放棄する。
- (4) 当事者双方は、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、他に何らの債権
債務のないことを相互に確認する。
- (5) 調停費用は、各自の負担とする。